

# 公益財団法人 全日本ボウリング協会

## 服装規則

(目的)

第1条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）の主催、公認、共催する競技会、選手権大会に参加する競技者の服装規則は、次のとおりとする。

(競技者の服装)

第2条 競技者の服装については、本協会競技規程第137条を厳守し、特に規定されない限り、次の各号のとおりとする。

- (1) 上半身に着用する衣服（以下「ユニフォーム」という）は、本協会または所属連盟もしくは全日本学生ボウリング連合（以下「学生連合」という）に承認されたものを着用すること。そのユニフォームは、スポーツに適したものとし、袖のついたものとする。
- (2) 下半身に着用する衣服は、男子はスラックスを着用し、女子はスカート、スラックスまたは運動用ショートパンツを着用すること。その衣服は、スポーツに適したものとし、作業用のものやその他スポーツに適さないものを除く。
- (3) チーム戦において、競技者は、チーム全員同一ユニフォームを着用すること。ただし、男女混合のチーム戦では、同一デザインで男女の色違いは同一ユニフォームとみなす。
- (4) 第4条第2項及び第3項に定める識別表示等をユニフォームに表示するとき、その識別表示等はユニフォームのデザインとみなす。
- (5) 第4条第4項及び第5項に定める識別表示等をユニフォームに貼付するとき、その識別表示等はユニフォームのデザインとはみなさない。
- (6) 本協会主催並びに共催の競技会でのユニフォームは、別表のとおりとする。
- (7) 各連盟及び各地区連合の競技会でのユニフォームは、それぞれの規定による。

(服装の種類及び表示義務)

第3条 競技者が着用するユニフォームの種類及び氏名等の表示は、次の各号のとおりとする。

- (1) 連盟のユニフォームは、所属連盟の都道府県名、支部名またはクラブ名、氏名を明記すること。
- (2) 支部のユニフォームは、所属連盟の都道府県名、支部名、氏名を明記すること。
- (3) クラブのユニフォームは、所属連盟の都道府県名、クラブ名、氏名を明記すること。
- (4) 実業団のユニフォームは、所属連盟の都道府県名、実業団名（できる限り略称）、氏名を明記すること。ただし、商品名を入れることはできない。
- (5) 大学のユニフォームは、所属連合名、学校名、氏名を明記すること。ただし、このユニフォームを作成し、着用できるのは学生連合加盟校の競技者のみとする。
- (6) 高等学校のユニフォームは、所属連盟の都道府県名、学校名、氏名を明記すること。ただし、このユニフォームを作成し、着用できるのは高等学校登録校の競技者のみとする。
- (7) 本協会主催並びに共催の競技会限定のユニフォームは、所属連盟の都道府県名（学生連合の場合は、所属連合名）、氏名を明記すること。
- (8) 本協会認定の全日本ナショナルチームメンバー及び全日本ユースナショナルチームメンバーのユニフォームは、氏名を明記すること。